## 登記原因証明情報制度分 導入されました。

これまで、売買等による所有権移転や抵当権設定の 登記申請を行うときは、登記原因を証する書面を提 出することが原則として求められていましたが、新し い制度では法令に別段の定めがある場合を除き、権 利に関する登記について、「登記原因証明情報」を必 ず添付して申請することになりました。



登記原因証明情報ってなに?私たち

土地や建物を購入するときには「売渡証書」 や「所有権移転証書」、贈与のときは「贈与 契約証書」、不動産に担保を付けるときは「抵当 権設定契約証書 などの登記原因を証する書面 を申請書に添付して登記の申請がなされており、 [売渡証書][所有権移転証書]は主に司法書士等が、 「抵当権設定契約証書」等の担保権設定契約書は 銀行等の金融機関などが主に作成していました。 これらの証書は、登記原因を証する書面であると 同時に、「売渡証書」や「所有権移転証書」は権利 証(登記済証)として貫主に交付される重要な番 面でした。

しかし、新しい制度では、相続・時効取得・錯誤・真 正な登記名義の回復など法律行為によらない登 記原因を含め、すべての権利の登記について登記 原因証明情報を添付することになりましたので、 登記の真正確保がこれまで以上になされること になります。従前の制度では、登記原因を証する 書面を添付できないときは、それに代るものとし て申請書副本を添付すれば、登記の申請をするこ とが可能でしたので、中間省略登記のような権利 変動の実態を反映しない登記や不実の登記がな されることもありましたが、今後はそのような登 記はできなくなります。

(計画) 豊紀序は証明暗継って継がどうやっ

登記申請人が自分で作成しなければなりません。祭司の古で 利者と登記義務者本人が共同してしなければな りませんので、申請当事者において作成し署名押

印したものを提供する必要があります。ただし、 これまで殆どの登記申請が司法書士によってな されており、司法書士を代理人として依頼する場 合には、司法書士が登記原因証明情報を作成しま すので心配はいりません。ただし、これまでと同 じように登記原因証明情報を作成するための確 認にご協力をいただくことになります。

答 見ることはさきないの?

登記原因証明情報は、登記記録の付録記 録として保存されますので、一定の利害関 係があれば登記所の窓口で申請をすることにより、 閲覧することが可能です。この閲覧制度の導入に より、一定の範囲ではありますが「前登記の権利 変動の過程(権限)」を調査することが可能になり ました。